

京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 128 号

京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則

京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則は, 廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は, 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第2項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学に勤務する学校医については, なおその効力を有する。

3 この規則の施行の日前に発生した災害に対する補償については, なお従前の例による。

(行財政局人事部給与安全衛生課)